

# 身体拘束等の適正化のための指針

パーソナルアシスタント青空

こどもデイ青空・あおぞらOlive・とべこどもデイ青空・居宅サービス

東予こどもデイ青空・東予こどもデイ青空壬生川

## 1、事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

株式会社パーソナルアシスタント青空（以下「当社」という）は、障害児通所支援事業所、障害児者居宅介護・重度訪問事業・移動支援事業所における障害者虐待防止法の趣旨を理解し、身体拘束を安易に適正化せず、職員皆が身体拘束の廃止及び適正化に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めていくこととする。

### （1）身体拘束等禁止の規程

「当社事業の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行ってはならない」

「やむを得ず身体拘束等を行なう場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他、その他必要な事項を記録しなければならない」と規定されており、利用者の安心と安全を大事にして、寄り添った支援を提供していくこととする。

### （2）やむを得ず身体拘束を行なう場合の条件

利用者個々の人権を尊重し、身体拘束を行なわない支援を目標とするのであるが、心身の状況を勘案した時に、「切迫性」「非代替性」「一時性」を満たす場合においてのみ、必要最低限の緊急かつ最低限の身体拘束を行なう場合がある。

## 2、身体拘束適正化及び虐待防止委員会、その他当社内の組織に関する事項

当社は、権利擁護及び虐待・事故防止、身体拘束の適正化を目的として「虐待・事故防止、身体拘束適正化のための対策委員会」を設置する。虐待や事故を未然に防ぐとともに、身体拘束を実施せざるを得ない状況の検討や手続き及び解除の検討などを行なうとともに、職員への研修や学びに繋げていくこととする。

### （1）「虐待・事故防止、身体拘束適正化のための対策委員会」の実施

約2カ月に1回の割合で開催を予定し、身体拘束の適正化や廃止などに向けて現状把握や分析を行なう。また、虐待や事故の防止についての職員の研修教育に関する計画を行なうものとする。

### （2）家族や本人への説明に関して

事前に危惧される場合は個別支援計画にも盛り込むこととし、家族や本人には、身体拘束の理由や目的、改善への取り組みなどを詳細に説明し、十分な理解が得られるよう努める。

### 3、身体拘束の適正化のための当社内の各事業所の職員研修に関する基本方針

当社は、職員及び支援に関わる全てのスタッフに対しても、身体拘束の廃止と適正化、虐待防止法及び差別解消法について、権利擁護や人権を尊重した支援の在り方について等の研修を年1回以上行うものとする。

### 4、事業所内で発生した身体拘束等の報告方法に関する基本方針

身体拘束等の事案に関しては、全ての案件を委員会に報告するとともに、当社代表が緊急に当該案件の検討が必要と判断した時には、定時の委員会開催を待たずに臨時委員会を招集するものとする。

### 5、身体拘束発生時の対応に関する基本方針

緊急かつやむを得ず身体拘束を行なう時には、以下の手順に従って実施していく。

#### (1) 委員会の実施

委員会の中で「切迫性」「非代替性」「一時性」の全てを満たしているかどうか確認及び評価をし、身体拘束以外の手立てを講じることが出来るかどうかも協議する。

#### (2) 家族や本人への説明

利用者の家族や、理解可能な年齢の本人であれば、不安の無いように十分に説明するとともに、同意を得た上で行うものとする。

#### (3) 記録

記録に関しては、日時や内容とともに、利用者の心身の状況や、緊急でやむを得なかった理由、その他必要な事項を記録していき、その後の研修や検討に繋げていく。

### 6、やむを得ず身体拘束を実施する場合の内容

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1) 安全を確保するために姿勢保持椅子に座らせる。(食事時・身体機能維持等・送迎時)</li><li>2) 転倒や自傷行為による怪我を防止するためにヘッドギアを着用させる。</li><li>3) 利用者の突発的な動きに対して、危険の回避や衛生管理のために、腕を掴んだり身体を押さえたりして行動を制限する。</li><li>4) 安全の確保をするために、居室等の施錠を行なう。</li><li>5) 利用者の希望を聞き、危険と判断した場合には安全確保のための行動制限を行なう。</li><li>6) その他(上記以外の事項が発生した場合は、委員会で検討・決定後新たに記載する)</li></ol> |
|---|

### 7、利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、利用者や家族へ理解と協力を得るために、施設内に掲示するとともに、ホームページでも閲覧可能なようにし、積極的に伝えていくこととする。

### 8、その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束をしない支援を目指して、支援に関わる全ての職員や支援者たちが、以下の点について共通認識を持ち、拘束しない支援を目標にして、支援の質を高めていくこととする。

- (1) 他の利用者への影響や支援者のマンパワー不足のために、安易に身体拘束を行なっていないかを常に考えていく姿勢を大事にしていく。
- (2) 本当にやむを得ない緊急の場合であるかどうかを確認し、検証していく姿勢を大事にしていく。